

まわり。朝開けた水門がもう締められている。又開ける。

一番先に播いた大稻は、二寸五分から三寸になつていゝ。焼しい。午後三時、柳井久傳(中野村)市原福太郎(川原本村)西園貞定にて「古そうになる」。

夕方、竹田道枝(切畑村)甲斐文子(直見村)御手荒仲枝(川原本村)の諸氏が迎えにくる。

帰りに水門を見ると、又開けられてゐる。

○十七日 晴。本朝にて高野繁、甲斐博志の両氏が会う。帰りに渡辺繁重君宅による。宮下典辰(直見)より、山口と水がつかしたと伝えてくる。

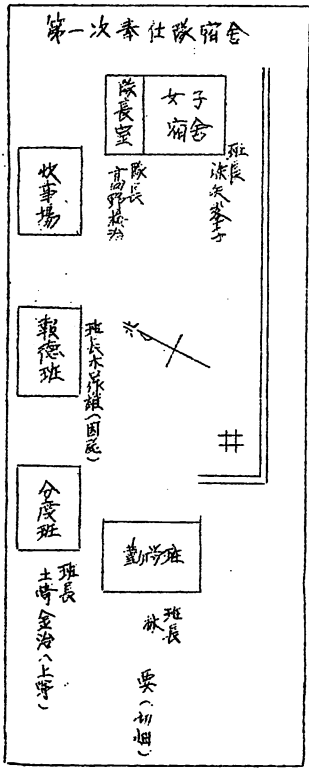
○十八日 晴。除草を始める。夕方水番にゆく。

○十九日 晴。夕文あり。水口君と不察芽を調べて廻る。

○二十日 日曜日 晴。昨夜床下崩、指揮を水口君に任せ。皆心配するが、午後は絶食のまま除草に出る。四時歩終了。

○二十一日 晴。午前中の作業に、休憩をよえなかつたといつて、各班長から苦情が出る。

それにしては、当時の、佐伯地方の青年達の勤勉ぶりには、ただただ敬服の外はない。(つづく)



記録

わがふるさと、元田誌、(一)
一 名所と旧跡

会員 市野瀬 仁

○ 神武さん(丸山)

さきに「祭りと」とのところで述べたように、元田の象徴は、神武さんである。村の人々は、ことさらにこの山に愛情を注いでいるようでもないが、よそから帰つて来ると、慈母のようなやさしい姿をしたこの山が目につく。自然と落付いてくるのである。

山麓には四十戸の部落を抱え、頂上に神武天皇をお祭りしていることもあって、元田の部落氏にとっては大切な山、名所として一番先に挙げたいのである。

○ 荒木の古い墓池

神武さん(丸山)の西の麓が荒木といふところだ、ここに元田部落として最も古い墓群がある。二二基、横三基の広さに過ぎない墓池であるが、五輪塔二基、板碑五基、その他小塔群が、朽木立の中だけ散在している。

これらは、今から四百年前の室町時代頃のものであるから、佐伯、高海部郡地方は、とくべつ珍らしい。井戸川の支流の方から流れても、宇藤木・川中・田の平・備後・畑・小野等に、この時代の塔が見られる。ただこの墓地の特色が、他と違つている点は、庄屋の祖先と深い関係があることである。

元庄屋、市野瀬保彦の家の一由緒書」の中に、次のよう
な記録が見られる。

当市野瀬家の由来を尋ねれば、往古の昔が勢易安濃
郡の英彦に由緒があるのでこれに則り、当郡榎牟礼城
主に歴任し、録三百石を賜っていた。(中略)

其の後、市野瀬平左エ門が二十八歳の時(文徳元年
戊辰、干時大永七年十一月二十五日、城主准治公が亡
くある。元祖より二十一代になる。)故あって身を退
き、床木村の内へ居住していた。そこで氏人市野瀬
何某がしばらく住んでいたので、後人のために其地の
地名を市野瀬と名付けた。

その後、大坂村の内へ荒木と云うところがあり、
同所に三代の厩居住した。

第一 平左衛門 荒木住 天正八年十月二十八日卒

第二 高七衛門 荒木住 文禄二年二月十五日卒

第三 安右衛門 荒木住 元和元年七月十七日卒

第四 吉左衛門 本田に移住 寛永十二年八月卒

(中略)

第十三 宗洗右兵衛 庄屋住

天明八年九月から寛政四年十二月まで榎に五ヶ年
居住していたが、当所に移住した後は次の通りである。

当座舖創草の義者宗洗が二十九歳の時、寛政五年十
二月三日創立して之を創草したものである。そして同
七年三月下旬、吉日に依り同二十九日に移住した。

右の庄屋が前述したように、今の庄屋であつて市野瀬
保彦の住む所である。保彦は元々何代目に当ることにな
るか、荒木の墓塚は昔から茅とこの保彦一派の手でお
祭りしている。

以上のように、この荒木の墓塚は市野瀬家の私的な土
かではあるが、元田新墓民小かりのものとして、大切に
保存したいものである。

元田には三軒の庄屋があつたと、市野瀬文雄の祖
母が言つていた。資料などから類推すると、資料な
どから類推すると、一軒は今の御隣實平、一軒は市野瀬
保彦、いま一軒は市野瀬文雄の三軒をさしていることにな
る。この三軒はそれぞれ別の代に庄屋となり、庄屋を引
継いできた。

御隣實平の屋敷は、現在安藤信喜の宅地と茶園畑を合
せたものであつた。これに對して、市野瀬保彦と、市野
瀬文雄の先祖の關係がまぶらかでないが、少なくとも
江戸時代後期には、市野瀬文雄の祖先が庄屋であつたこ
とに疑問はない。そこで後期の庄屋屋敷の周辺には、
後世記録に残して置きたい地名なり、名物があつた
それと略図によつて示すと、次の通りである。



○庄屋屋敷跡

市野瀬の庄屋屋敷跡
は、市野瀬夏一と市野
瀬善之の宅地及び畑地
をも併せた範圍で、庄
屋の制がなくなつた明
治の時代からは、夏一
宅の前の畑には酒倉が
建つていた。また善之
宅の池から倉のある付
近から、倉のある付近
までを局屋敷と呼ん

いた。昭和三十三年の火事で、市野瀬宗愛家は全焼したが、雑草の生えている所が旧役の跡地であったから、すべてを合せると、優に一ヘクタールはあったであろう。

○旧役の松

俗に、「旧役の松」と呼ばれた裏松が、庄屋敷敷の前にあったが、大正の初期にこの老松は惜しくも枯死した。

○公礼場跡

川べり近くに公礼場があり、村人も通行人への知らせごとを掲示していた。今は全くその面影はない。

○柳鱗家の塔碑

竹ノ原の柳鱗家の墓地に貴重な塔碑が一基ある。

常楽院釈宗證居士位

西音寺門徒改

慶安四年辛卯九月廿六日

俗名 御鱗治良左五門

右塔碑は宗證居士の一百五拾廻季に当り、仏事執行を致す者なり。治良左五門儀は去る元和頃迄、上野村・大坂本村・床木村右三ヶ村の庄官なり。

其後寛永年間故ありて先祖に当る大坂本庄官市ノ瀬宇兵衛方エ引請候 右に依つて市ノ瀬家庄官衛門御鱗を継ぐ故今年寛政十二庚申天塔石造立する者なり

秋 九月廿六日

施主 御鱗庄右五門

右の碑にこのように刻み、後世に伝えたことはいくよくのことであり、真実性の高いものと考えられる。この碑文から柳鱗家は市野瀬家の出であり、そして柳鱗・西市野瀬家三軒が庄屋を勤めていたことを証する、貴重な碑文である。

○近頃でき古裁寛

広瀬に近頃できたの氏ノ窟は、名跡を裁寛といつて、市野瀬格郎(筆者の長男)が昭和四十九年に開いた。窟は佐賀の職人が築き、焼きは福岡県の上野村の系統を引いている。窟主はまだ三十歳を少し過ぎたばかりなので、将来は彼独自の作品を生み出すことであろう。

時代は変わったもので、こんな所は専門の焼窯が生ずるようとは、思いもよらないことであつた。願わくは佐賀地方の観光産業の一つとして、リハビリ作品が生まれ、大成されることを期待してやまない。

○荒川流神 杖

昭和四十年三月、荒川流神之杖は大分県無形文化財に指定された。

それこそもの伝承は、正徳元年(一七一)荒川某一五十四市衛門一市野瀬新兵衛に及び、昭和四年七月から慶応大権現の祭礼に奉納することとし、嚴重にその技術を伝習し、その正統を今荒川家の当主主税が相続している。なお、この伝統芸能の存続を促すため、神之杖頼母子講をはじめ、市野瀬勝五郎外数名が發起し、一口式田とし、最初の第一回分を神之杖仲間運営基金とし、その貸付金利子をもち、神之杖の存続運営をはかった。

昭和三十九年五月から、県文化財専門委員赤木多喜男、愛宕神社宮司高司道典の指導協力によって、文化財指定の気運が急速に高まった。その裏付け資料として荒川家傳承の古文書、高司社家の神社由来記、切水五茶家の大坂本村伝説、尺間古文書などが重視され、申請の結果重要文化財として指定されるに至った。

現在その保存会は市野瀬善之を長とし、大坂本・尺間両区長が副会長となり、この維持運営に当たっている。(おわり)